

第12号様式(第6条関係)

那覇市議会議長
坂井浩二 様



令和8年4月30日

議員名 上原ゆいな



令和7年度政務活動費収支報告について

那覇市議会政務活動費の交付に関する 条例第8条 第1項の
規定に基づき、別紙のとおり令和7年度政務活動費収支報告書を
提出します。

記

令和7年 4月分 ~ 令和8年 3月分

令和7年度政務活動費収支報告書

議員名 上原ゆいな

1 収 入

政務活動費 1,080,000 円

2 支 出

(単位：円)

科 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	54,594円	
研 修 費	0円	
広 報 費	0円	
広 聴 費	0円	
要請・陳情活動費	0円	
会 議 費	0円	
資 料 作 成 費	0円	
資 料 購 入 費	0円	
人 件 費	605,000円	
事務所費	594,000円	
合 計	1,253,594円	

3 残 額 0円 -(173,594円)

令和7年度 会計明細

議員名 上原ゆいな

項目合計 / 支出		
区分	種別	集計(円)
1 調査研究費	1. 交通費 ガソリン代	54,594
	1. 交通費 駐車料金	0
	1. 交通費 タクシー料金、車両借り上げ料	0
	1. 交通費 モノレール料金	0
	1. 調査委託費	0
	1. 携帯電話（月額1/2以内、上限1万円）	0
	1. インターネットに係る経費（月額1/2以内、上限1万円）	0
	1. 視察旅費	0
	1. その他	0
	調査研究費 集計	54,594
	2 研修費	2. 研修旅費
2. 参加費等		0
2. その他		0
研修費 集計	0	
3 広報費	3. 資料印刷・印刷製本費	0
	3. 文書通信費（通信運搬費）	0
	3. 文書通信費（広報WEB作成管理費）	0
	3. 会場費	0
	3. 交通費 駐車料金	0
	3. 広報用消耗品代	0
	3. その他	0
広報費 集計	0	
4 広聴費	4. 交通費 駐車料金	0
	4. 交通費 タクシー料金、車両借り上げ料	0
	4. 交通費 モノレール料金	0
	4. 会場費	0
	4. その他	0
広聴費 集計	0	
5 要請・陳情活動費	5. 要請・陳情旅費	0
	5. 資料印刷・印刷製本費	0
	5. その他	0
要請・陳情活動費 集計	0	
6 会議費	6. 会議旅費	0
	6. 会場費	0
	6. 資料印刷・印刷製本費	0
	6. その他	0
会議費 集計	0	
7 資料作成費	7. 資料印刷・印刷製本費	0
	7. 事務機器購入	0
	7. 事務用品等消耗品代	0
	7. その他	0
資料作成費 集計	0	
8 資料購入費	8. 書籍購入費	0
	8. 新聞雑誌購読料	0
	8. 有料データベース利用料等	0
	8. その他	0
資料購入費 集計	0	
9 人件費	9. 雇用経費	605,000
	9. その他	0
人件費 集計	605,000	
10 事務所費	10. 事務所の賃借料	594,000
	10. 事務所駐車場の賃借料	0
	10. 維持管理費	0
	10. 固定電話（月額1/2以内、上限1万円）	0
	10. 事務機器購入	0
	10. 備品	0
	10. リース代等	0
	10. その他	0
	事務所費 集計	594,000
	総計	

会計帳簿(項目別)

(令和7年度)

議員名 上原ゆいな

R7/4/1~R8/3/31

1.調査研究費

年度	月	月日	経費種類	その他(内容)	補足	支出額	政務活動費	備考	割合	上限額
交通費 ガソリン代										
1	1	2025年 8/14	1.交通費 ガソリン代			7,136	3,560		0.5	0
1	2	2025年 8/30	1.交通費 ガソリン代			3,000	1,500		0.5	0
1	3	2025年 9/2	1.交通費 ガソリン代			5,000	2,500		0.5	0
1	4	2025年 9/7	1.交通費 ガソリン代			3,000	1,500		0.5	0
1	5	2025年 9/10	1.交通費 ガソリン代			7,900	3,950		0.5	0
1	6	2025年 9/20	1.交通費 ガソリン代			8,612	4,300		0.5	0
小計						34,648	17,310			
2	1	2025年 9/27	1.交通費 ガソリン代			3,000	1,500		0.5	0
2	2	2025年 9/30	1.交通費 ガソリン代			2,000	1,000		0.5	0
2	3	2025年 10/9	1.交通費 ガソリン代			6,960	3,480		0.5	0
2	4	2025年 10/15	1.交通費 ガソリン代			8,316	4,158		0.5	0
2	5	2025年 10/31	1.交通費 ガソリン代			8,336	4,168		0.5	0
2	6	2025年 11/10	1.交通費 ガソリン代			7,619	3,809		0.5	0
小計						36,231	18,115			
3	1	2025年 11/23	1.交通費 ガソリン代			5,000	2,500		0.5	0
3	2	2025年 12/17	1.交通費 ガソリン代			7,844	3,922		0.5	0
3	3	2025年 12/26	1.交通費 ガソリン代			5,000	2,500		0.5	0
3	4	2026年 1/8	1.交通費 ガソリン代			5,000	2,500		0.5	0
3	5	2026年 1/16	1.交通費 ガソリン代			7,590	3,795		0.5	0
3	6	2026年 1/27	1.交通費 ガソリン代			7,904	3,952		0.5	0
小計						38,338	19,169			
ガソリン代 合計						109,217	54,594			
1. 調査研究費 総合計						109,217	54,594			

9.人件費

年度	月	月日	経費種類	その他(内容)	補足	支出額	政務活動費	備考	割合	上限額
雇用経費										
1	1	2025年 6/31	9.雇用経費		4月分	55,000	55,000		100%	0
1	2	2025年 6/30	9.雇用経費		5月分	55,000	55,000		100%	0
1	3	2025年 7/31	9.雇用経費		6月分	55,000	55,000		100%	0
1	4	2025年 8/29	9.雇用経費		7月分	55,000	55,000		100%	0
1	5	2025年 9/30	9.雇用経費		8月分	55,000	55,000		100%	0
1	6	2025年 10/31	9.雇用経費		9月分	55,000	55,000		100%	0
1	7	2025年 11/25	9.雇用経費		10月分	55,000	55,000		100%	0
1	8	2025年 12/31	9.雇用経費		11月分	55,000	55,000		100%	0
1	9	2026年 1/30	9.雇用経費		12月分	55,000	55,000		100%	0
1	10	2026年 2/27	9.雇用経費		1月分	55,000	55,000		100%	0
1	11	2026年 3/31	9.雇用経費		2月分	55,000	55,000		100%	0
小計						605,000	605,000			
9. 人件費 総合計						605,000	605,000			

会計帳簿(項目別)

(令和7年度)

議員名 上原ゆいな

R7/4/1~R8/3/31

10.事務所費

年度 科目	月日	経費種類	その他(内容)	補足	支出額	政務活動費	備考	比率 %	上限額
事務所の賃借料									
I	I	R7年度分 R7/9月~ R8/2月分	10.事務所の賃借料	9月~2月	1,188,000	594,000		50%	0
小計					1,188,000	594,000			
10, 事務所費 総合計					1,188,000	594,000			

	支出額	政務活動費
合計	1,902,217	1,253,594

政務活動費充当額(円)		残額
全体合計	1,253,594	-173,594

調查研究費

1,交通費

(ガソリン代)

【項目】 調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費
 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

①

※内品目書 (令頁収書)

上原 ゆいな
 コストコ沖縄南城ガスステーション
 沖縄県南城市つきしろ1C南土地区画
 整理事業地内1街区1
 TEL:0570-200-800 SS-00185
 登録番号: T3020001079681

2025年08月14日 11:56 伝票No. [] 通番 []

Mastercard Member 様
 お買上 Master
 00260
 レギュラー (Regular) P63 ¥7136
 数量 46.95 (L)
 単価 @152

合計 ¥7,136

令和 7 年 8 月 14 日 No 1
 ¥7,136 50% ⇒ ¥3,560

②

オーケイ運輸 (資)
 OK
 沖縄県那覇市 上原 ゆいな
 泊2-2-11
 TEL:098-867-2692 SS:64104-26003
 登録番号: T2360003000307

令頁収書

2025/08/30(土) 13:40 伝票No. [] 取引通番 []

Ponta CARD 様
 Ponta CARD
 012000 0369
 レギュラーガソリン P04 ¥3000
 数量 17.44L
 単価 @172

合計 ¥3,000

令和 7 年 8 月 30 日 No 2
 ¥3,000 50% ⇒ ¥1,500

③

オーケイ運輸 (資)
 OK
 沖縄県那覇市 上原 ゆいな
 泊2-2-11
 TEL:098-867-2692 SS:64104-26003
 登録番号: T2360003000307

令頁収書

2025/09/02(火) 13:50 伝票No. [] 取引通番 []

QR決済 様
 QR決済
 012000 2768
 レギュラーガソリン P04 ¥5000
 数量 28.25L
 単価 @177

合計 ¥5,000

令和 7 年 9 月 2 日 No 3
 ¥5,000 50% ⇒ ¥2,500

④

上原 ゆいな
 浦添内間1丁目店
 納品書 (領収書)
 2025年09月07日 07:35

売上
 カシノカード 様
 提携カード
 車両番号 実車番
 0026-00
 レギュラー P06
 数量 17.24L *
 単価 (174円) ¥3,000

合計 ¥3,000

令和 7 年 9 月 7 日 No 4
 ¥3,000 50% ⇒ ¥1,500

⑤

有村商事沖縄(株)
 ※内品目書 (令頁収書)

上原 ゆいな
 有村商事沖縄 株式会社
 若狭SS登録番号 T8360001000204
 沖縄県那覇市若狭2-19-1
 TEL:098-868-0531 SS-85201

2025年09月10日 18:12 伝票No. [] 通番 []

ととも大切なお客 様 *
 お買上 現金

0200
 レギュラ 外P07 ¥7182
 数量 49.53 (L)
 単価 @145

消費税10%(対象) ¥7182 ¥718

合計 ¥7,900

令和 7 年 9 月 10 日 No 5
 ¥7,900 50% ⇒ ¥3,950

⑥

オーケイ運輸 (資)
 OK
 沖縄県那覇市 上原 ゆいな
 泊2-2-11
 TEL:098-867-2692 SS:64104-26003
 登録番号: T2360003000307

令頁収書

2025/09/20(土) 14:16 伝票No. [] 取引通番 []

Ponta CARD 様
 Ponta CARD
 012000 6935
 レギュラーガソリン P22 ¥8612
 数量 48.93L
 単価 @176

合計 ¥8,612

令和 7 年 9 月 20 日 No 6
 ¥8,612 50% ⇒ ¥4,300

ガソリン代 50%按分 6枚 充当額 17,310 円

【項目】 調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費
 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

①

オーケイ運輸 (資)
OK
沖縄県那覇市 上原 ゆいな
泊2-2-11
TEL:098-867-2692 SS:64104-26003
登録番号: T2360003000307

領収書

2025/09/27(土) 21:17 伝票No. []
取引通番 []

Ponta CARD 様

Ponta CARD

012000	3000
レギュラーガソリン	P04 ¥3000
数量	17.44L
単価	@172

合計 ¥3,000

令和 7年 9月 27日 No 1
¥3,000 50% ⇒ ¥1,500

②

南風原石油
上原 ゆいな
納品書 (領収書)
2025年09月30日 08:55

売上
V会 [] 様

現金会員
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー ガソリン P-22
11.70L
171円 ¥2,000

合計 ¥2,000

令和 7年 9月 30日 No 2
¥2,000 50% ⇒ ¥1,000

③

オーケイ運輸 (資)
OK
沖縄県那覇市 上原 ゆいな
泊2-2-11
TEL:098-867-2692 SS:64104-26003
登録番号: T2360003000307

領収書

2025/10/09(木) 12:49 伝票No. []
取引通番 []

QR決済 様

QR決済

012000	2066
レギュラーガソリン	P04 ¥6960
数量	40.00L
単価	@174

※※※ 割引クーポン ※※※
(単価 3円引 適用済)

合計 ¥6,960

令和 7年 10月 9日 No 3
¥6,960 50% ⇒ ¥3,480

④

オーケイ運輸 (資)
OK
沖縄県那覇市 上原 ゆいな
泊2-2-11
TEL:098-867-2692 SS:64104-26003
登録番号: T2360003000307

領収書

2025/10/15(水) 15:16 伝票No. []
取引通番 []

Ponta CARD 様

Ponta CARD

012000	6998
レギュラーガソリン	P10 ¥8316
数量	49.21L
単価	@169

※※※ 割引クーポン ※※※
(単価 3円引 適用済)

合計 ¥8,316

令和 7年 10月 15日 No 4
¥8,316 50% ⇒ ¥4,158

⑤

オーケイ運輸 (資)
OK
沖縄県那覇市 上原 ゆいな
泊2-2-11
TEL:098-867-2692 SS:64104-26003
登録番号: T2360003000307

クレジットカード売上票

2025/10/31(金) 20:27 伝票No. []
取引通番 []

USHIO YUINA 様

提携カード

012000	9414
レギュラーガソリン	P04 ¥8336
数量	47.91L
単価	@174

※※※ 割引クーポン ※※※
(単価 3円引 適用済)

合計 ¥8,336

令和 7年 10月 31日 No 5
¥8,336 50% ⇒ ¥4,168

⑥

COSTCO
WHOLESALE

納品書 (領収書)
上原 ゆいな
コストコ沖縄南城ガスステーション
沖縄県南城市つきしろ1 南土地区画
整理事業地内1街区1
TEL:0570-200-800 SS-00185
登録番号: T3020001079681

2025年11月10日 10:13 伝票No. []
通番 []

Mastercard Member 様

お買上 Master

00260	
レギュラー(Regular)	P51 ¥7619
数量	49.80(L)
単価	@153

合計 ¥7,619

令和 7年 11月 10日 No 6
¥7,619 50% ⇒ ¥3,809

ガソリン代 50%按分

6枚

充当額 18,115 円

【項目】 調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費
 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

①

JA/ss
 納品書 (領収書)
 売上 上原 ゆいな
 (株) JABA 納品書
 宜野湾セルブスS
 宜野湾市宇地12-1-6
 TEL:098-899-2081 SS:9050103333
 登録番号:18360001009781
 2025/11/23(日)10:14
 JA/NICOSカード 様

クレジット(JAカード)
 提携カード
 車両番号 実車番
 0026-00
 レギュラー P20
 数量 28.41L *
 単価 176円 ¥5,000

合計 ¥5,000

令和 7年 11月 23日 No 1
 ¥5,000 50% ⇒ ¥2,500

②

オーケイ運輸 (資)
 OK
 沖縄県那覇市 上原 ゆいな
 泊2-2-11
 TEL:098-867-2692 SS:64104-26003
 登録番号:12360003000307

領収書
 2025/12/17(水) 09:22 伝票No. []
 取引通番 []

QR決済 様
 QR決済
 012000 2068
 レギュラーガソリン P10 ¥7844
 数量 47.83L
 単価 @164

合計 ¥7,844

令和 7年 12月 17日 No 2
 ¥7,844 50% ⇒ ¥3,922

③

崇元寺店
 納品書 (領収書)
 2025年12月26日/17:30

売上
 ラテック カード カイン 様
 提携カード
 車両番号 実車番 []
 0026-00
 レギュラー P20
 数量 28.41L *
 単価 176円 ¥5,000

合計 ¥5,000

令和 7年 12月 26日 No 3
 ¥5,000 50% ⇒ ¥2,500

④

崇元寺店
 納品書 (領収書)
 2026年01月08日 17:03

売上
 ラテック カード カイン 様
 トークン []
 提携カード
 車両番号 実車番 []
 0026-00
 レギュラー P20
 数量 28.41L *
 単価 176円 ¥5,000

合計 ¥5,000
 (株) りゅうせきライフサポート
 崇元寺店
 沖縄県 那覇市泊1丁目3番5
 TEL:098-866-5267 SS-980080
 登録番号:12360001025875
 レシートNo []
 テーグNo []
 外通番 []
 2026/01/08

令和 8年 1月 8日 No 4
 ¥5,000 50% ⇒ ¥2,500

⑤

オーケイ運輸 (資)
 OK
 沖縄県那覇市 上原 ゆいな
 泊2-2-11
 TEL:098-867-2692 SS:64104-26003
 登録番号:12360003000307

クレジットカード売上票
 2026/01/16(金) 09:50 伝票No. []
 取引通番 []

YUINA USHIO 様
 楽天カード(クレジット)
 012000 1981
 レギュラーガソリン P10 ¥7590
 数量 48.04L
 単価 @159
 ※※※ 割引クーポン ※※※
 (単価 3円引 適用済)

合計 ¥7,590

令和 8年 1月 16日 No 5
 ¥7,590 50% ⇒ ¥3,795

⑥

オーケイ運輸 (資)
 OK
 沖縄県那覇市 上原 ゆいな
 泊2-2-11
 TEL:098-867-2692 SS:64104-26003
 登録番号:12360003000307

クレジットカード売上票
 2026/01/27(火) 18:02 伝票No. []
 取引通番 []

USHIO YUINA 様
 提携カード
 012000 9648
 レギュラーガソリン P04 ¥7904
 数量 48.49L
 単価 @163

合計 ¥7,904

令和 8年 1月 27日 No 6
 ¥7,904 50% ⇒ ¥3,952

ガソリン代 50%按分 6枚 充当額 19,169 円

人 件 費

雇用職員確認票

雇用契約書

賃金台帳

令和7年度 雇用職員確認票

会派名又は議員名	上原 ゆいな
雇用職員名	■■■■■■■■■■

雇用職員について、下記のとおり確認しました。

① 議員の親族関係 議員の親族外

② 議員と生計関係 議員と生計別

③ 政務活動専従

他の活動との兼務あり ()

兼務なし

④ 雇用実態が確認できる書類を添付

雇用契約書

賃金台帳

出勤簿

雇用契約書

被雇用者

氏名	██████████ (HDL DESIGNS)	生年月日	██████████
住所	那覇市松川419番地 メゾンイースト ロード1-6	電話番号	██████████

雇用条件

雇用期間	2025年4月 1日 ~ 2026年 3月31日
就業場所	リモートワーク・事務所 (HDL DESIGNS)
職務内容	政務活動に係る事務補助及び関係書類作成
就業時間	不定期
休日	不定期
給与(賃金)	月55,000円
給与支払日	毎月月末×切 毎月月末支払(翌月)
支払方法	振込
備考	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和 7年 4月 1日

雇用者氏名

上原 ゆいな

被雇用者氏名

令和 7 年度 雇用職員等の賃金台帳

会派名又は議員名	上原 ゆいな
雇用職員名	

単位：円

	支給日	支給額	所得税	政務活動費 充当額	備 考
1	令和 7 年 5月 31日	55,000	—	55,000	政務活動費充当 額源泉徴収なし
2	6月 30日	55,000	—	55,000	以下同
3	7月 31日	55,000	—	55,000	
4	8月 29日	55,000	—	55,000	
5	9月 30日	55,000	—	55,000	
6	10月 31日	55,000	—	55,000	
7	11月 28日	55,000	—	55,000	
8	12月 31日	55,000	—	55,000	
9	令和 8 年 1月 30日	55,000	—	55,000	
10	2月 27日	50,000	—	55,000	
11	3月 31日	55,000	—	55,000	
			—		
計		605,000	—	605,000	

上原 ゆいな様

No.	振込日	振込金額	振込先
1	令和7年5月31日	55,000	
2	令和7年6月30日	55,000	
3	令和7年7月31日	55,000	
4	令和7年8月29日	55,000	
5	令和7年9月30日	55,000	
6	令和7年10月31日	55,000	
7	令和7年11月28日	55,000	
8	令和7年12月31日	55,000	
9	令和8年1月30日	55,000	
10	令和8年2月27日	55,000	
11	令和8年3月31日	55,000	
	計	605,000	



〒902-0062

沖縄県那覇市松川419番地

マンションストロード1-B

TEL: 090-3966-8740



<戻る

出入明細

1-1

2025年06月

30日 12:55 ソクシン イイチイ-IL ¥55,440
(31日)

<戻る

出入明細

1-5

2025年09月

30日 16:53 ソクシン イイチイ-IL ¥55,440

<戻る

出入明細

1-2

2025年06月

30日 17:51 ソクシン イイチイ-IL ¥55,440

<戻る

出入明細

1-6

2025年10月

31日 15:17 ソクシン イイチイ-IL ¥55,440

<戻る

出入明細

1-3

2025年07月

31日 11:29 ソクシン イイチイ-IL ¥55,440

<戻る

出入明細

1-7

2025年11月

28日 12:08 ソクシン イイチイ-IL ¥55,440

<戻る

出入明細

1-4

2025年08月

29日 13:30 ソクシン イイチイ-IL ¥55,440

<戻る

出入明細

1-8

2025年12月

30日 14:13 ソクシン イイチイ-IL ¥55,440
(31日)

出入明細 | 1-11

<戻る

2026年03月

出金 31日 14:11 〆 〆〆〆〆 〆〆〆〆 〆-11

¥55,440

出入明細

<戻る

2026年02月

出金 27日 20:40 〆 〆〆〆〆 〆〆〆〆 〆-11

¥55,440

出入明細 | 1-10

<戻る

2026年01月

出金 30日 14:08 〆 〆〆〆〆 〆〆〆〆 〆-11

¥55,440

出入明細

| 1-9

業務委託契約書

上原ゆいな（以下「甲」という。）と、HDL DESIGNS [REDACTED]（以下「乙」という。）は、以下のとおり業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条(目的)

甲は、政務活動に関する事務補助業務の一部を乙に委託し、乙はこれを受託する。

第2条(業務内容)

乙が行う業務は、以下の事務補助業務とする。

- 1 市民相談に関する内容の整理および要約作成
- 2 返信文案の作成補助
- 3 日程調整に関する補助業務
- 4 資料の整理および作成補助
- 5 その他、前各号に付随する事務補助業務

なお、最終的な判断および意思決定はすべて甲が行うものとする。

第3条(業務の遂行)

- 1 乙は、本業務を自己の裁量と責任において遂行するものとする。
- 2 本契約は雇用契約ではなく、乙は甲の指揮命令を受けるものではない。
- 3 業務の遂行にあたり、乙は自己の判断で作業時間および作業方法を決定する。

第4条(契約期間)

本契約の期間は、令和7年4月1日から令和8年4月1日までとする。
ただし、双方の合意により更新することができる。

第5条(報酬)

- 1 本業務の報酬は、月額55,000円(税込)とする。
- 2 乙は、毎月末日までに当月分の請求書を甲に提出し、甲はこれを受領後翌月末までに支払うものとする。

第6条(経費)

業務遂行に必要な経費については、原則として報酬に含むものとする。ただし、事前に甲の承認を得た場合はこの限りではない。

第7条(再委託の禁止)

乙は、甲の事前の承諾なく、本業務を第三者に再委託してはならない。

事務所費

令和 7 年度 事務所概要記録簿

議員名 上原 ゆいな1 所在地等 住 所 那覇市泊1丁目3番地2 沖縄ゼネラルグループビル505号室設置年月 令和7年4月 延床面積 49.69 m²

2 所有区分

賃借事務所 所有者住所 那覇市泊1丁目3番地2

氏名 株式会社ゼネラルインターナショナル

契約期間 令和7年4月1日 ~ 令和8年3月31日その他 ()

3 他用務との兼用の有無

無 ・ 有 (後援会事務所 政党事務所 その他 [])4 按分率 1/2 1/3 その他

5 主な経費の支出 (敷金・礼金・火災保険料・保証金は不可)

・賃借料 ¥180,000 円 (消費税¥18,000) /月

6 その他特記事項

・備品 () ・リース ()

令和 7 年度

議員名 上原ゆいな

整理番号

1

領収書 NO 1

【項目】 調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活費
会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

領収書別紙添付

2025/4月-8月は後援会・選挙事務所として使用の為充当なしとする。

※2025/9月～2月→後援会との按分

$198,000 \times 6 \text{ か月} = 1,188,000$

$1,188,000 \times 50\% = \underline{594,000}$

50%按分

充当額 594,000円

領 収 証

No. [Redacted]

上原 ゆいな 殿

2025年9月30日

金額 ¥198,000-



但し、内訳として

摘 要	数 量	単 価	金 額
2025年9月賃料			180,000
(沖縄ゼネラルグループビル 505号室)			



株式会社 ゼネラルインターナショナル
 〒900-0012 沖縄県那覇市泊
 Tel (098) 894-5430 Fax (098)
 T3-3600-0101-4539

消費税 (10%) 18,000
 合 計 ¥198,000-

領 収 証

No. [Redacted]

上原 ゆいな 殿

2025年10月31日

金額 ¥198,000-



但し、内訳として

摘 要	数 量	単 価	金 額
2025年10月賃料			180,000
(沖縄ゼネラルグループビル 505号室)			



株式会社 ゼネラルインターナショナル
 〒900-0012 沖縄県那覇市泊1
 Tel (098) 894-5430 Fax (098)
 T3-3600-0101-4539

消費税 (10%) 18,000
 合 計 ¥198,000-

領 収 証

No. [Redacted]

上原 ゆいな

殿

2025年11月30日

金額 ¥198,000-



但し、内訳として

摘要	数量	単価	金額
2025年11月賃料			180,000
(中総ゼネラルグループビル 505号室)			



株式会社 ゼネラルインターナショナル
〒900-0012 沖縄県那覇市泊
Tel (098) 894-5430 Fax (098)
T3-3600-0101-4539

消費税 (10%) 18,000
合計 ¥198,000

領 収 証

No. [Redacted]

上原 ゆいな

殿

2025年12月31日

金額 ¥198,000-



但し、内訳として

摘要	数量	単価	金額
2025年12月賃料			180,000
(中総ゼネラルグループビル 505号室)			



株式会社 ゼネラルインターナショナル
〒900-0012 沖縄県那覇市泊
Tel (098) 894-5430 Fax (098)
T3-3600-0101-4539

消費税 (10%) 18,000
合計 ¥198,000

領 収 証

No. [Redacted]

上原 ゆいな 殿

2026年1月31日

金額

¥198,000-

00円

但し、内訳として

摘要	数量	単価	金額
2026年1月賃料			180,000
(中継ゼネラルグループビル 505号室)			



株式会社 ゼネラルインターナショナル

〒900-0012 沖縄県那覇市泊

Tel (098) 894-5430 Fax (098)

T3-3600-0101-4539

消費税 (10%)	18,000
合計	¥198,000

領 収 証

No. [Redacted]

上原 ゆいな 殿

2026年2月28日

金額

¥198,000-

00円

但し、内訳として

摘要	数量	単価	金額
2026年2月賃料			180,000
(中継ゼネラルグループビル 505号室)			



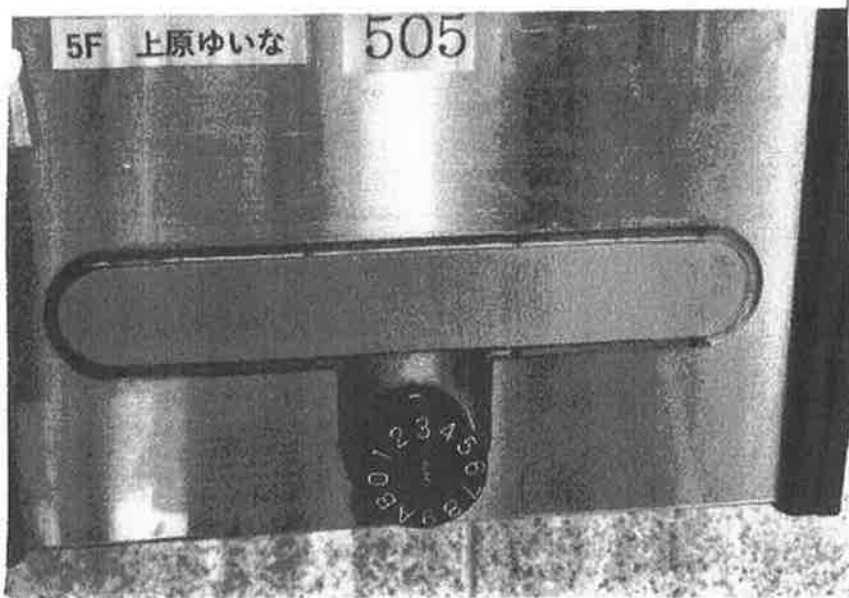
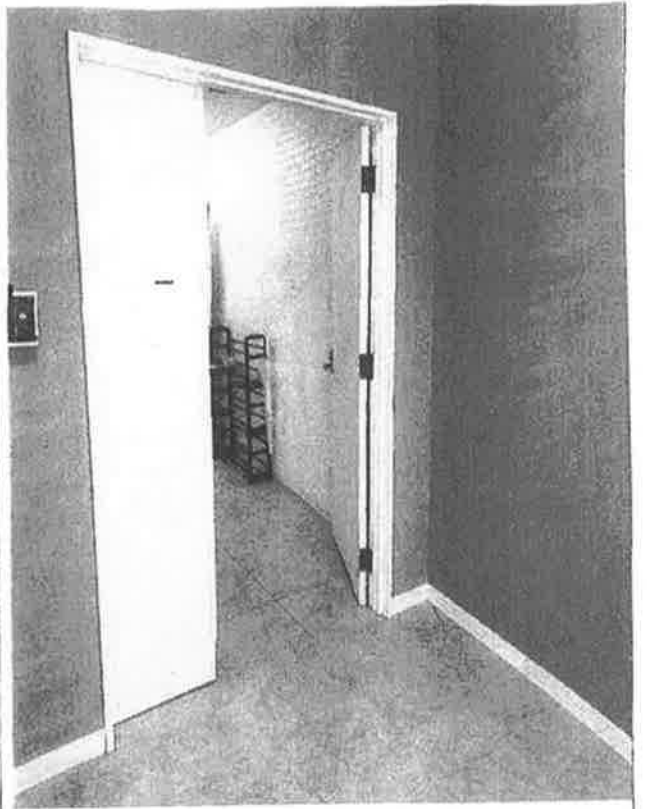
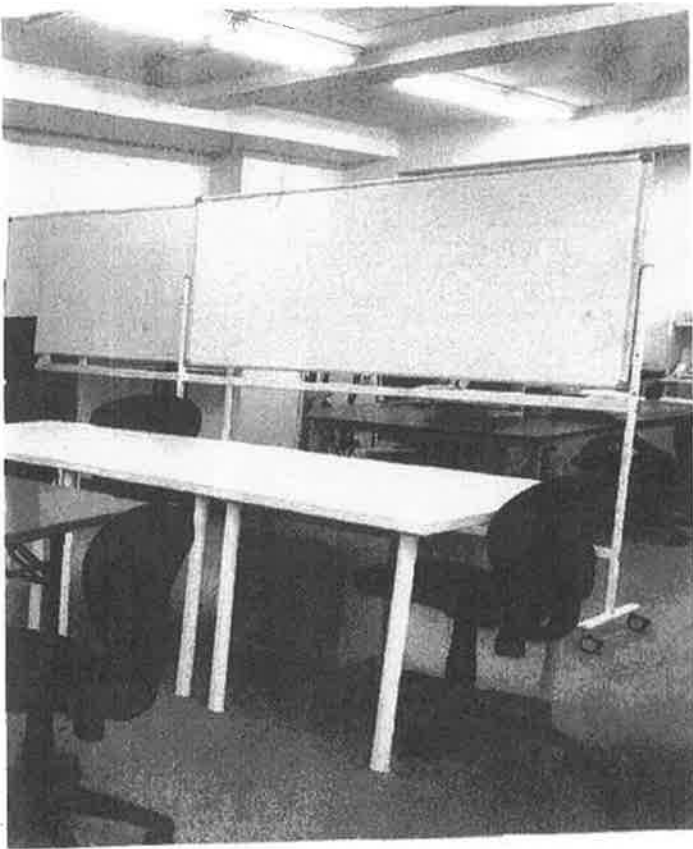
株式会社 ゼネラルインターナショナル

〒900-0012 沖縄県那覇市泊

Tel (098) 894-5430 Fax (098)

T3-3600-0101-4539

消費税 (10%)	18,000
合計	¥198,000



※貸貸契約書添付

定期建物賃貸借契約書

ビル名：沖縄ゼネラルグループビル (5階：505)

貸主：株式会社ゼネラルインターナショナル

借主：上原 ゆいな

定期建物賃貸借契約書(事業用)

貸主 株式会社ゼネラルインターナショナル (以下「甲」という。)と借主 上原 ゆいな (以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関し、契約期間満了により契約が終了して更新されない定期賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	沖縄ゼネラルグループビル		5 階	505 号室	
	所 在 地	(住居表示) 沖縄県那覇市泊1丁目3番地2				
		(登記簿) 沖縄県那覇市泊1丁目3番地2				
	構 造	鉄骨鉄筋コンクリートブロック造陸屋根/(9)階建				
	種 類	事務所	新築年月	昭和 48 年 8 月		
面 積	49.69 m ²					
附 属 施 設	エレベーター2基、共用給湯室、共用応接室、共用トイレ、ビジネスホン1基、番号付与(電話・FAXの2番号 通話料別途)、インターネット回線利用無料、冷暖房エアコン、セキュリティー完備(南日本警備保障)、4Fジム・カラオケ利用可					

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所(政治活動)

頭書(3) 契約期間

令和 7 年 4 月 1 日 から	令和 8 年 3 月 31 日まで(1 年間)
目的物件の引渡し時期	令和 7 年 4 月 1 日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 180,000 円 (うち消費税相当額 18,000 円) 消費税率 10%	管理・ 共益費	月額 0 円 (別途消費税相当額 円) 消費税率 %
家 財 保 険	加入必須	敷 金	円 (賃料 ヶ月分)
附 属 施 設 料	月額 円 (別途消費税相当額 円) 消費税率 %	償 却	円 (賃料 ヶ月分)
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No. 本 数	1本	本 本
賃料等の月額支払金額の合計		月額 180,000 円 (うち消費税相当額 18,000 円) 消費税率 10%	
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 27 日まで	
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込		
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先	
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名	

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)
	(自宅)TEL
	(勤務先)TEL (会社名・部署名)
	(携帯)TEL

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 株式会社ゼネラルインターナショナル
	住所 沖縄県那覇市泊1丁目3番地2
	適格請求書発行事業者登録番号 XXXXXXXXXX

管理業者	商号又は名称 株式会社ゼネラルインターナショナル
	所在地 沖縄県那覇市泊1丁目3番地2 TEL 098-894-5430
「貸貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号 国土交通大臣()第 号	
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号 ※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士：登録番号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	
		住所	
		極度額	
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	
		主たる事務所の所在地	
		家賃債務保証業者登録番号	

頭書(8) 再契約に関する事項






契約期間満了の際、お互い協議の上再契約できるものとする。



頭書(9) 特約事項

1. 借主、本物件を退去する際、入居の時期に関わらず、甲指定の専門業者によるクリーニング代及びエアコンの清掃費を実費で負担するものとする。
2. 設備エアコンの定期清掃は借主で定期的に行い、故障した場合は貸主にて使用できるように対応する。ただし、借主の故意又は過失、メンテナンス不足による故障・修理に関しては、借主の負担により修理等を行うものとする。
3. 賃料等の入金時に関わる振込手数料、自動振替手数料は借主負担とする。
4. インターネットの使用について、通信状態、設備の不良、停電等その他不可抗力によって、インターネットの通信ができなかった場合、貸主借主共にその損害についての責めを負わないものとする。
5. 共用トイレおよび共用給湯室は同フロアの入居者が共同で利用するものとし、下記についても注意をもって利用すること。
 - ① 共用トイレおよび給湯室を清潔に保つこと。
 - ② 共用トイレおよび給湯室での長時間の占有を避けること。
 - ③ 共用トイレおよび給湯室での私物の放置を避けること。
6. 共用トイレおよび給湯室での光熱費、備品などは貸主にて負担するものとする。
7. 共用トイレおよび給湯室での利用ルールを守らない場合、貸主は必要に応じて利用制限やその他の適切な措置を講じることができるものとする。
8. 退去後の室内の状態、汚損・破損が酷い場合は、別途請求するものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 7 年 4 月 / 日

甲・貸主	氏名 株式会社ゼネラルインターナショナル  TEL 098-894-5430
	住所 沖縄県那覇市泊1丁目3番地2
乙・借主	氏名 潮結奈 (上原中(公))  TEL 
	住所 
丙・連帯保証人	氏名  TEL
	住所
	限度額 円

	A	B
宅地建物取引業者	主たる事務所所在地・TEL	主たる事務所所在地・TEL
	商号又は名称	商号又は名称
	代表者の氏名 	代表者の氏名 
	免許証番号 大臣 知事()第 号	免許証番号 大臣 知事()第 号
宅地建物取引士	氏 名	氏 名
	登録番号 () 第 号	登録番号 () 第 号
	業務に従事する事務所名	業務に従事する事務所名
	事務所所在地 TEL	事務所所在地 TEL

※ 印は原則として実印

※ この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする借地借家法(以下「法」という。)第38条に定める賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新がない。ただし、甲及び乙は、協議の上、本契約の期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約(以下「再契約」という。)をすることができる。

3 甲は、第1項に規定する期間の満了の1年前から6ヶ月前までの間(以下「通知期間」という。)に乙に対し、期間の満了により賃貸借が終了する旨を書面によって通知するものとする。

4 甲は、前項に規定する通知をしなければ、賃貸借の終了を乙に主張することができず、乙は、第1項に規定する期間の満了後においても、本物件を引き続き賃借することができる。ただし、甲が通知期間の経過後乙に対し期間の満了により賃貸借が終了する旨の通知をした場合においては、その通知の日から6ヶ月を経過した日に賃貸借は終了する。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の建物に賃料に比較し、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。

4 賃料に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

4 共益費に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器備品等に対する火災保険(借家人賠償責任保険)に加入するものとする。

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に交付するものとする。

2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることのできない。

- 3 前項の規定により敷金を乙の債務の弁済に充当した場合、甲はその旨乙に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた乙は、すみやかに敷金の不足額を補填しなければならない。
- 4 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、敷金に補填するものとする。
- 5 甲は、明渡しまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務を敷金から差し引き、なお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。
- 6 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

- 第6条(B)** 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に交付するものとする。
- 2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって当該債務の弁済に充てることできない。
 - 3 前項の規定により保証金を乙の債務の弁済に充当した場合、甲はその旨乙に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた乙は、すみやかに保証金の不足額を補填しなければならない。
 - 4 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、保証金に補填するものとする。
 - 5 甲は、保証金から頭書(4)に記載する償却分を差し引き、さらに明渡しまでに生じた本契約上の乙の一切の債務を差し引き、なお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。
 - 6 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

- 第7条** 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。
- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
 - 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
 - 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
 - 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
 - 2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(禁止又は制限される行為)

- 第8条** 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。
- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
 - 3 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)の事業内容を変更してはならない。
 - 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、甲の定める承諾料その他の承諾の条件に従うものとする。
 - 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
 - 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
 - 7 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。

- 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
- 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
- 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
- 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に担保の用に供すること
- 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
- 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
- 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 階段・廊下等共用部分への物品を置くこと
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

- 第9条** 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
 - 3 乙は、管理規約、使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
 - 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入室に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
 - 5 乙は、鍵の追加設置、交換又は複製を、甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

- 第10条** 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が負担し、その他の修繕については甲が負担するものとする。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合に、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
 - 3 乙は、本物件内に破損等修繕を要する箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について協議するものとする。その通知が遅れたことにより甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。
 - 4 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕をすることができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。
 - 5 乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において行うものとする。
 - 一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕

(契約の解除)

- 第11条** 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。
- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヶ月以上怠ったとき
 - 二 乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき
- 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。
- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき

- 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条に規定する義務のいずれかに違反したとき
- 三 入室時に、乙又は連帯保証人について告げた事実で重大な虚偽があったことが判明したとき
- 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
- 五 銀行取引の停止
- 六 破産手続きの開始
- 七 民事再生手続きの開始
- 八 会社更生手続きの開始
- 九 特別清算手続きの開始

3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
- 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき

4 甲は、乙が第7条第2項に規定する義務に違反した場合又は第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

第12条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。

2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料又は賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(一部滅失等による賃料の減額等)

第13条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由によらないときは、甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。

2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

(契約の終了)

第14条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

(明渡し)

第15条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。

2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。

3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならない。

乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、本契約が終了した日の翌日から明渡し完了の日まで賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(明渡し時の原状回復)

第16条 本物件の明渡し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年劣化を除き、本物件を原状回復しなければならない。ただし、自然災害等乙の責めに帰することができない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。

本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備・その他物品等を全て撤去するものとする。

乙は、甲に対する造作買取請求権及び有益費償還請求権を放棄するものとする。

(立入り)

第17条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あら

かじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 3 解約申入れ後において、本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第18条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

第19条 乙又は連帯保証人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 名称変更、営業目的の重大な変更、合併・会社分割等があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
- 二 長期に休業するとき
- 三 連帯保証人の住所又は所在地、氏名、緊急の連絡先その他の変更
- 四 連帯保証人の死亡又は解散
- 五 連帯保証人の破産開始決定等連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

(遅延損害金)

第20条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日当たり)14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

第21条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

- 2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。
 - 一 頭書(7)記載の連帯保証人(以下「丙」という)は、乙と連帯して、本契約から生じる一切の乙の債務を負担するものとする
 - 二 丙が個人であるときには、前号の丙の負担は、頭書(7)及び記名押印欄に記載する極度額を限度とする
 - 三 丙が個人であるときには、丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときは、確定するものとする
 - ア 甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の開始があったときに限る
 - イ 丙が破産手続き開始決定を受けたとき
 - ウ 乙又は丙が死亡したとき
 - 四 前号に規定する場合又は丙が連帯保証人として要求される能力若しくは資力を失ったときは、乙(前号ウの乙が死亡したときは乙の相続人)は第19条の規定に基づき直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人又は家賃債務保証業者に保証委託するものとする
 - 五 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする
 - 六 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない
 - 七 乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に対

し確約する

ア 乙の財産及び収支の状況

イ 本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

ウ 本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

3 頭書(7)で「家賃債務保証業者の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一 頭書(7)記載の家賃債務保証業者が提供する保証の内容については、別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない

二 乙が、前号の手続きをとらない場合、その他乙の責めに帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない

三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(再契約)

22条 甲は、再契約の意向があるときは、第2条第3項に規定する通知の書面に、その旨を付記するものとする。

2 再契約に関する事項については、頭書(8)に記載のとおりとする。

3 再契約をした場合には、第15条の規定は適用しない。ただし、本契約における原状回復の債務の履行については、再契約に係る賃貸借が終了する日までに行うものとし、敷金又は保証金の返還については、明渡しがあったものとして、第6条第5項に規定するところによる。

(免責)

23条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故(第14条の場合を含む)、又は、甲若しくは乙の責めによらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責めを負わないものとする。

(協議)

24条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

25条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(特約事項)

26条 特約事項については、頭書(9)記載のとおりとする。